

令和 8 年 4 月

令和 8 年度 適合判定基準

全国生コンクリート品質管理監査会議

1. 監査方法は減点法とし、各監査項目の減点数は、**別表 令和 8 年度全国統一品質管理監査基準減点表**に示す。
2. JIS マーク表示認証を受けた製品を製造する工場（JIS マーク表示認証工場）で、且つ、以下の場合を適合と判定する。
 - ①各監査項目の減点数の合計（トータル減点数）は、**20 点以下であること。**
 - ②実地調査における **C0101 材料の計量精度**、**C0201 圧縮強度**、**C0202 スラップ**又は**スラップフロー及び空気量**、**C0205 塩化物含有量の評価**は、いずれも C 評価ではないこと。
 - ③**A0301 コンクリート技士等**、**A0302 QMR**、**B1102 製品の適合性確認**、**B3104 セメント入荷時の確認**、**B3204 骨材入荷時の確認**、**B3205 貯蔵骨材の現認**、**B4405 強度検査**、**B5102 セメントの品種別貯蔵の評価**は、いずれも C 評価ではないこと。

以上